

第7章 国際意匠登録出願における補正

1. 要旨の変更

国際意匠登録出願に係る願書の記載についてした補正については、英語による記載の比較に基づいて要旨の変更か否かを判断することを原則とするが、国際出願の言語として英語以外の言語（フランス語又はスペイン語）を用いた国際意匠登録出願について、出願当初における当該国際出願の言語による記載に基づいた釈明があった場合には、要旨の変更の判断においてこれを参酌する。

なお、補正に関するその他の事項については、第VI部「補正」を参照されたい。